

市税務課からお知らせ

令和4年度 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・ 介護保険料の納税通知書等を送付します

◎納税通知書などの送付時期(予定)について

国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料(65歳以上の方)
納税通知書または 特別徴収通知書を 7月中旬 発送予定	保険料を徳島県後期高齢者 医療広域連合で決定後、 保険料額決定通知書や納付 通知書を 8月上旬 発送予定	・普通徴収で納付の方 保険料額決定通知書と納付通知書を 7月中旬 発送予定 ・特別徴収で納付の方 保険料額決定通知書を 8月中旬 発送予定

※国民健康保険税は、世帯主に納税義務があります。世帯主が国民健康保険に加入していないなくても、世帯の中に被保険者がいる場合は、世帯主の方あてに納税通知書等を送付します。

◎納付方法

- ・特別徴収とは…年金天引きによる納付
- ・普通徴収とは…納税通知書等または口座振替による納付

	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料(65歳以上の方)
特別徴収	世帯主自身も含み世帯内の国民健康保険の被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯で、世帯主の年金額が年間18万円以上の方が対象。ただし、年金天引きされる介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の2分の1を超えない場合に限る。	年金額が年間18万円以上の方が対象。ただし、年金天引きされる介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の2分の1を超えない場合に限る。	年金額が年間18万円以上の方が対象。
普通徴収	年度途中に65歳になる方、市外から転入された方など、特別徴収以外の方が対象。	年度途中に75歳になる方、市外から転入された方など、特別徴収以外の方が対象。	年度途中に65歳になる方、市外から転入された方など、特別徴収以外の方が対象。

※介護保険料は65歳の誕生日の前日の属する月から計算されます。保険料は所得などに応じて段階別に分かれておりますが、段階ごとの保険料額(年額)は令和3年度と変更ありません。

新型コロナウイルス感染症に関する令和4年度 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・ 介護保険料の減免について

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料について、次の要件に該当する方は、申請により保険税(料)が減免となる場合があります。

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った場合
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる場合

※令和3年中の収入と令和4年中の収入(見込)を比べます。

要件および手続の詳細については、下記までお問い合わせください。

※なお、令和3年度末に各保険に加入された方については、加入月分の令和3年度保険税(料)が減免対象となる場合があります。詳しくは下記まで。

- 国民健康保険税……………市税務課諸税担当 ☎ 32・3845
- 後期高齢者医療保険料…市保険年金課後期高齢者医療担当 ☎ 32・4120
- 介護保険料……………市介護福祉課介護認定給付担当 ☎ 32・3507

※減免の詳細については、市ホームページに掲載しています。

国民健康保険税 特例対象被保険者等 (非自発的失業者) 軽減制度について

会社都合等の退職等で特例対象被保険者等(非自発的失業者)の対象となる方は、軽減制度が受けられます。

※申請が必要です。

※非自発的失業者に該当する方
については、左記の新型コロナウイルス感染症に係る減免の対象外となります。詳しくはお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 市税務課 諸税担当（市役所1階） ☎ 32・3845 / FAX 33・3401
Mail:shozei@city.komatsushima.i-tokushima.jp